



## 最新 news

# 改善基準告示改正案がついにまとまる!

厚生労働省のトラック作業部会にて改善基準告示の改正案について、労使合意が実現し、報告書がまとめられました。現行の内容と見直し案について見比べた場合、全体としてトラックドライバー側に寄り添った内容であると評価できます。2024年問題を目の前に控え、ドライバーの労働時間削減に1歩前進しました。ここで、見直し案のポイントを整理します。

### ポイント1

1カ月単位では適合していても  
年間を通すと不適合になる可能性

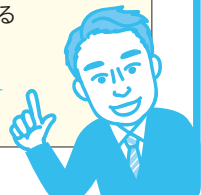
現行では例外的に1カ月320時間を超える月が6カ月まで存在したとしても、1年間のトータルの拘束時間は3516時間(原則293時間×12カ月)の枠内で収まる分かりやすいものでした。つまり、1カ月ごとの拘束時間の適不適を判断するだけで、自然と1カ月の拘束時間を遵守することができました。

しかし、見直し案では原則通りの1カ月の拘束時間を守っていたとしても、年間を通すと改善基準告示違反になる可能性があります。例えば、見直し案における1カ月の拘束時間の原則は284時間ですが、これに12カ月をかけると3408時間となります。1年の拘束時間は3300時間ですので、1カ月単位で拘束時間をみれば改善基準告示に適合していても、1年間で見ると違反になるという複雑さを含んでいます。

運送事業者は見直し案が正式に決定次第、1カ月ごとの拘束時間管理だけでなく、1年単位で計算していかなくては改善基準告示違反になるので注意が必要です。

	現行	見直し案
1カ月の拘束時間 1年の拘束時間	<b>原則</b> 1カ月 293 時間、 1年 3516 時間 <b>例外</b> 1 カ月 320 時間 (労使協定必要) ※1年のうち 294 時間以上 320 時間以下は 6 カ月まで ※1年の拘束時間は 3516 時間 (293 時間×12 カ月)	<b>原則</b> 1 カ月 284 時間、 1 年 3300 時間 <b>例外</b> 1 カ月 310 時間、1 年 3400 時間 ※3 カ月連続で 1 カ月 284 時間を超えず、かつ 1 カ月の時間外・休日労働時間が 100 時間未満になるように努める
1日の拘束時間	<b>原則</b> 13 時間 最大 16 時間 ※15 時間を超える回数は 1 週間に 2 回まで	<b>原則</b> 13 時間 最大 15 時間 <b>例外</b> 1 週間の運行がすべて長距離輸送 (450km 以上) で、かつ宿泊が伴えば 1 週間に 2 回まで最大 16 時間 ※原則・特例共に 14 時間を超える回数を 少なくするように努める
休息期間	<b>原則</b> 継続 8 時間以上	<b>原則</b> 継続 11 時間以上を基本とし、 継続 9 時間を下回らない <b>例外</b> 1 週間の運行がすべて長距離輸送 (450km 以上) で、 かつ宿泊が伴えば 1 週間に 2 回まで 継続 8 時間 ※運行後、継続 12 時間以上の休息期間 を与えることが条件となる

裏面につづきます!



## ポイント2

### 努力目標という「あそび部分」が新たに登場

見直し案には「努める」という文言が目立ちます。ここに事業者側の裁量の余地を残すことで妥協の跡が見て取れます。

ただこの裁量の余地という例外を残すことこそ事業者が慎重にならないといけないポイントです。例えば、改善基準告示に照らし合わせて特に問題にならない拘束時間 14 時間の日が 22 日間(実際のドライバーは週休 2 日取れていないことが多いのが実態だと思いますが…) 続くと、1 カ月の拘束時間は 308 時間となります。

ここから 1 年の拘束時間を考えてみましょう。1 カ月の拘束時間 293 時間を超えても良いのは 6 カ月間なので、308 時間 × 6 カ月 = 1848 時間となります。残りの 6 カ月間については 1 カ月あたりの拘束時間 284 時間を守ったとすると、

2日平均 運転時間	<b>原則</b> 2日平均で 1日当たり9時間	現行通り
2週平均 運転時間	2週間平均で 1週当たり44時間	
連続運転 時間	<b>原則</b> 4時間 ※運転中断が1回10分以上、 合計30分以上で再び4時間 間運転できる	<b>原則</b> 4時間 ※運転中断が1回当たりおおむね10分 以上、合計30分以上、中断は原則休 憩とする ※10分未満の運転時間が3回以上連続 しないことなどを通達で明示する <b>例外</b> SA、PAなどに駐停車できないため、 やむを得ず4時間を超える場合には 30分の延長が可能となる

284 時間 × 6 カ月 = 1704 時間となります。合計すると、1848 時間 + 1704 時間 = 3552 時間となります。1 カ月の拘束時間 3552 時間は見直し案の原則にも例外にも適合しなくなります。

14 時間勤務が多くなる繁忙期がある事業者については、他の月において 284 時間以下の拘束時間を心掛けなくてはなりません。

**佐久間の私見!** 今回の見直し案はドライバー側に寄り添った結果となった一方、事業者側は一層の管理体制が求められるようになりました。上記の例でも示したように 1 カ月ごとに最適化を行うのではなく、1 年単位で最適化を考えなくてはなりません。正直、拘束時間の考え方は複雑化してしまい分かりにくくなったというのが印象です。事業者は労務管理の一層の徹底に備える必要があるでしょう。



## 佐久間の部屋

### 中国古典のすすめ

私が選挙に落選した際に金銭面で面倒をみていただいた A さんについての話です。A さんを一言で表現するととてもミステリアスな方です。とんでもないエピソードが多数あります。例えば、A さんは政界に太いパイプを持ち、大物政治家を招待したパーティーには 500 人強の動員力を発揮します。また、A さんは地方にお住まいの方で、よく東京にいらっしゃることもありますが、某有名老舗ホテルの 1 室を年間契約されていて、そこを拠点として

います。地元では会社数社のオーナーであり、財界にももちろん顔が通っています。ここまでの話だけではかなり危険人物のように感じられますが、非常に穏やかで温かい方です。私の人生で出会った方の中で非常に興味深い人物の 1 人であることに間違いありません。

その A さんに対して、私は A さんのように影響力や資金力を得られるためにはどうすれば良いのか聞いたことがあります。すると A さんは「学校の勉強なんてほとんど役に立たない。人生は中国古典『史記』の列伝だけ読んでいれば大抵のことは分かってしまう」と回答されました。

『史記』とはご存じ、中国の歴史家司馬遷が著したものです。『史記』は全部で 5 部構成ですが、最後の 1 部『列伝』とは中国の歴史上の人物の

生き様に焦点を当てた部分です。人として信頼を得るための方法、側近の諫言を受け止める度量の大きさ等現代のビジネスにも活かせる成功法則の



【史記】 横山光輝 小学館

他に、女性にうつつを抜かして国を破滅させる王様の話や、復讐を誓って生き続ける青年の話等人間味あふれる内容となっています。紙面の都合上、詳しくは解説できませんが、とても面白く、3 週目に突入しました!! ご興味ある方は漫画から読まれることをお勧めします。